

## ○かつらぎ町長期総合計画策定審議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例(昭和35年条例第29号)第3条の規定に基づき、かつらぎ町長期総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会に関し必要な事項について定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、長期総合計画の策定に関する重要な事項について審議するものとする。

### (組織)

第3条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内各種団体に所属する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による者

### (任期)

第4条 委員の任期は、長期総合計画の策定が終了したときに解任されるものとする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会)

第7条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

### (委員の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画公室において処理する。

### (補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。